

令和5年度つくばスマートシティ協議会第3回臨時総会 議事録

総会の決議があったとみなされる日	令和6年3月28日
総会の決議があったものとみなされる事項の提案をした者	会長 五十嵐 立青
議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	会長 五十嵐 立青
議決権を行使することができる会員の数	59者
議決権を行使することができる会員の議決権の数	59個

審議事項

- 第1号議案 規約の改正について
- 第2号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について

令和6年3月19日、会長 五十嵐 立青が会員の全員に対して、総会の審議事項について、上記内容の提案書を発し、当該案件につき令和6年3月28日までに総会員の3分の2以上に当たる多数から同意する旨の意思表示を得たので、規約第22条第1項及び第2項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、総会の決議の省略を行ったので、総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成する。

令和6年3月29日

つくばスマートシティ協議会

会長 五十嵐 立青